



経過報告書

奈良地方裁判所 御中

申立人訴訟代理人 佐藤 真理 

申立人は、御庁平成28年（ワ）第3号放送受信料請求事件（以下「本件訴訟」という。）の担当裁判官森川さつきの忌避を申し立てているところ、本件訴訟の事実経過について、以下のとおり、報告する。

1 NHKによる簡易裁判所への提訴

本件訴訟は、平成27年10月22日までに、NHKが奈良簡易裁判所に訴えを提起し、同月23日、NHKは訴えの変更申立書を提出した。

2 移送決定

- (1) 申立人は、同年11月26日、「本件は、放送受信料請求事件であるが、原告と被告間の放送受信契約の時期、内容、被告による放送受信料の支払中止の経過等にとどまらず、放送受信料支払契約の法的性格、受信料の法的性格、原告（NHK）の放送法遵守義務と受信契約者の義務との関係等、重要な論点が多数含まれる複雑な事案であり、社会的影響もきわめて大きい事案である。」ことなどを理由に、奈良地方裁判所に移送するよう申し立てた。
- (2) NHKは、同年12月3日、「本件訴訟の奈良地方裁判所への移送は不相当である」との意見書を提出した。
- (3) 奈良簡易裁判所裁判官は、平成27年12月11日付決定で「本件放送受信契約締結の事実面について、書証、証人尋問及び本人尋問により明らかに

していくにとどまらず、基本法たる放送法に関する原告と被告の法的権利・義務、法的地位等の法律解釈と確定が必要になってくると思われる」として、本件訴訟を奈良地方裁判所へ移送した。

3 2016年3月4日（第1回口頭弁論期日）

申立人は、同期日において、同年2月26日付け答弁書を陳述し、申立人代理人が、「既に簡易裁判所に対する移送申立書で述べたが、改めて、裁定合議事件として本件を合議体にて審理されるよう要請する」と述べた（弁護士佐藤真理の第1回口頭弁論における意見陳述書）。

これに対して、森川裁判官が検討すると言明した上、第2回口頭弁論期日を同年5月13日に指定し、NHKおよび申立人双方に反論等の準備書面を提出するようにと訴訟指揮した。

4 双方から準備書面提出

申立人は、同年4月25日付被告準備書面1および同月22日付被告準備書面2を提出した。

NHKは同月15日付準備書面（1）および同年5月6日付準備書面（2）を提出した。

5 2016年5月13日（第2回口頭弁論期日）

(1) 申立人およびNHKは、上記各準備書面を陳述した。

(2) 申立人およびNHKの各準備書面によれば、本件訴訟の主要な争点の一つは、「NHKと申立人との間の放送受信契約において、申立人の受信料の支払いとNHKによる放送が対価関係にあるのか」ということである。

この点について、申立人は、答弁書において、「放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約である。NH

Kは、放送法を遵守した放送を提供する契約上の一方当事者としての義務を負っており、NHKがこの義務を履行しない場合には、被告は、同時履行の抗弁あるいは不安の抗弁に基づいて、受信料の支払いを拒み、または一時留保することができる。」と主張した。

また、申立人は、被告準備書面1において、仮に、本件契約が継続的な有償双務契約ではないとしても、NHKが放送法4条1項及び同法81条1項に明確に反する放送を行い、かつそれが継続的に行われ、もはや一般的な批判、言論活動においてその是正が不可能な事態に陥った場合は、契約者が支払を一時留保して、これを遵守させる方法として、受信料の支払いを拒絶することは放送法の趣旨に照らし、正当なものとして許容されると解すべきであり、現在の靑井会長のもとでのNHKの放送内容は、上記の放送法違反が常態化しており、被告が受信料支払を留保していることは債務不履行に該当しない旨を主張した。

- (3) これに対する、NHKの主張は、「放送受信料の法的性質は『特殊な負担金』である」ため、受信料の支払拒否はできないというものであった。
- (4) 申立人は、被告準備書面2において、「NHKの放送がどの程度、放送法に違反し、その要請を逸脱した場合に受信契約を締結した契約者がその支払いを一時停止できるかどうかの最終判断は、司法が担うべきことになるが、NHKが『政府広報』化しているという異常事態にある今日の段階では、被告の一時停止論は認容されるべきである。その詳細は、順次明らかにしていく予定である。」と記載していた。
- (5) ところが、被告代理人が、被告準備書面1と同2の要旨を口頭で述べた直後、森川裁判官が、突然予告もなく、「弁論終結」の発言をした。

被告訴訟代理人の当職は、これに強く抗議し、「準備書面にも書いたとおり、被告側はまだ主張立証を予定している。原告準備書面への反論を準備している」と指摘して弁論の続行を求めたが、森川裁判官は一言も発言せず、当職

の意見を無視して立ち上がったため、当職は、やむを得ず口頭で森川裁判官の忌避を申し立てた。

以上

裁判官認印

第 1 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示	平成 28 年 (ワ) 第 3 号
期 日	平成 28 年 3 月 4 日 午前 10 時 00 分
場所及び公開の有無	奈良地方裁判所民事部法廷で公開
裁 判 官	森 川 さ つ き
裁 判 所 書 記 官	山 口 悠 子
出頭した当事者等	原告代理人 大澤武史 同 平山浩一郎 同 山本一貴 同 秀 桜子 被告 宮内正厳 被告代理人 阪口徳雄 同 佐藤真理 同 白井啓太郎 同 安藤昌司 同 辰巳創史 同 星 雄介
指 定 期 日	平成 28 年 5 月 13 日 午後 1 時 15 分
	弁 論 の 要 領 等

原告

訴えの変更申立書 (平成 27 年 10 月 22 日付け) 陳述

被告

1 答弁書 (平成 28 年 2 月 26 日付け) 陳述

2 別紙のとおり陳述

3 原告の債務不履行について主張・立証を準備する。(書面提出期限：平成28年4月15日)

原告

被告の上記主張に対し反論する。(書面提出期限：平成28年4月15日)

裁判所書記官 山 口 悠



(別紙)



平成28年(ワ)第3号 放送受信料請求事件
 原告 日本放送協会
 被告 宮内正蔵

第1回口頭弁論における意見陳述書

2016年3月4日

奈良地方裁判所 民事部
 4B係 御中

被告訴訟代理人
 弁護士 佐藤 真理



第1回口頭弁論に当たり、答弁書を補充して若干の点について意見を述べる。

1 放送受信契約の法的性質について

(1) 放送法64条1項は、「テレビを設置した者はNHKとその放送の受信についての契約を締結しなければならない。」と定めているが、「テレビを設置した者はNHKに受信料を支払わなければならない」とは規定していない。

このように、放送法は「受信契約」の締結を義務付けているが、税金・社会保険料のように法律で受信料の徴収権をNHKに付与していないのである。

(2) 放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約と解される。

答弁書で引用したとおり、東京高等裁判所平成24年2月29日判決(判例時報2143号89頁)においても、「受信料とは文字どおり受信(視聴可能性)の対価であり、受信と受信料に対価性があることは明白である」と判示されているのである。

2 放送法の遵守が放送受信契約の内容になっている

(1) 放送法4条

放送法4条は、放送事業者は、放送番組の編集にあたって、①公安及び善良な風俗を害しないこと、②政治的に公平であること、③報道は事実をまげないですること、④意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること、の4つを遵守しなければならないと規定している。

(2) NHK設置等の目的

NHKが設置された目的は、憲法21条が保障する「報道の自由」と「国民の知る権利」を実効化するためである。そのために、放送法15条は、NHK（日本放送協会）の目的について、公共の福祉のために、①「あまねく日本全国において放送を受信できるように」すること、②質の面においても、「豊かで、かつ、良い放送番組による・・・放送を行う」ことを定めている。

これに対し、放送受信者（国民）が受信料を支払うことを契約内容にしたのは、国やスポンサー（広告主）等の影響を出来るだけ避けて、自主的、自立的に番組編集を行えるようにするためである。

NHKは、上記の目的を達するために、放送番組編集の準則を遵守した「豊かで、かつ、良い放送番組」を放送する義務があり、これに対応して、放送受信者（国民）は、かかる放送を受信する対価として受信料を支払うという契約を締結しているのである。

したがって、「放送法4条1項各号を遵守した放送番組を放送すること」は、当然に、放送受信契約の内容になっているというべきである。

このように、放送法4条1項各号を遵守することは、放送受信契約の内容になっているので、NHKは、単に「放送事業者」として同条項各号の遵守を求められているのではなく、個別の放送受信契約者に対しても、同条項各号を遵守した放送番組の放送を行う義務を負っているのである。

- 3 2012年末の衆議院選挙に関するNHKの報道は放送法4条に違反していた。

答弁書では、2012年末の衆議院選挙に関するNHKの報道が、放送法4条2号「政治的に公平であること」、同4号「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」に違反して、「2大政党」と「第3極」の報道に偏重し、「政権選択」の選挙への誘導を行っていたことを詳しく説明し、主張した。

- 4 その後も続く放送法違反

2014年1月25日、靱井勝人氏が原告の会長に就任し、同氏は就任会見において「政府が右を向けという時にNHKが左を向くことができない」などと発言した。

靱井氏の会長就任後の原告の放送法違反はさらに顕著となり、「安倍チャンネル」と指摘される現状がひどくなっている。

被告は、靱井会長就任後から現在に至る原告の放送法違反の実態について、追って詳細に主張する予定である。

- 5 高市総務大臣発言

高市早苗総務大臣は、2月8日の衆議院予算委員会で、野党議員の

「憲法 9 条改正に反対する内容を相当の時間にわたって放送した場合、電波停止になる可能性があるか」との質問に対し、「放送局が政治的な公平性を欠く放送を繰り返す、行政指導しても全く改善されない場合、それに対して何の対応もしないと約束するわけにいかない」と述べ、政府が放送局に対し「放送法 4 条違反を理由に電波法 76 条に基づいて電波停止を命じる可能性」に言及した。菅官房長官や安倍総理も、この発言を「当然のこと」「問題ない」として是認している。

しかし、このような発言や政府の姿勢は、明確に放送法 4 条に違反するものである。

放送法 4 条が放送事業者の番組編集基準の一つとして「政治的に公平であること」を挙げているが、これは放送法 1 条二号に於いて「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」を放送法の目的と定めていることに対応する。1950 年の放送法の制定時にも、当時の政府は国会で「放送番組については、放送法 1 条に放送による表現の自由を確保することを根本原則として掲げており、政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わない」と説明していたのである。

このように憲法 21 条、放送法 1 条に照らせば、放送法 4 条は、政府による放送内容への規制・制限の法規範になるものではなく、放送事業者の自律性における倫理規定に過ぎないことは明らかである。

政治的公平を口実とする政府による報道機関への干渉、介入、規制は、報道機関の報道・表現の自由を牽制し、委縮させるもので、我が国の民主主義を危うくするものである。

戦後日本は、2 度と戦争はしないとの「不戦の誓い」のもとに、平和国家、民主国家として再出発した。しかるに、昨年 9 月に、違憲の戦争法案が強行採決により「成立」させられた今日、日本は、米軍と共に海外で戦争する国に踏み出そうとしている。戦前のような国家による報道統制につながるような動きは絶対に許してはならない。

6 合議体での審理を求める。

本件は、4 万余円の放送受信料請求訴訟であるが、争点は、原告と被告間の放送受信契約の時期、内容、被告による放送受信料の支払中止の経過等にとどまらず、放送受信契約の法的性格、受信料の法的性格、原告（NHK）の放送法遵守義務と受信契約者の義務との関係等、重要な論点が多数含まれる複雑な事案であり、社会的影響もきわめて大きい。

よって、既に簡易裁判所に対する移送申立書で述べたが、改めて、裁定合議事件として本件を合議体にて審理されるよう要請する。

以上

裁判官認



第 2 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示 平成 2 8 年 (ワ) 第 3 号
期 日 平成 2 8 年 5 月 1 3 日 午 後 1 時 1 5 分
場 所 及 び 公 開 の 有 無 奈 良 地 方 裁 判 所 民 事 部 法 廷 で 公 開
裁 判 官 森 川 さ つ き
裁 判 所 書 記 官 山 口 悠 子
出 頭 し た 当 事 者 等
原告代理人 大澤武史
原告代理人 平山浩一郎
原告代理人 山本一貴
原告代理人 秀桜子
被告 宮内正巖
被告代理人 佐藤真理
被告代理人 白井啓太郎
被告代理人 安藤昌司
被告代理人 辰巳創史
被告代理人 星雄介
指 定 期 日 追 っ て 指 定
弁 論 の 要 領 等

原告

- 1 準備書面 (平成 2 7 年 4 月 1 5 日 付 け) 陳 述
- 2 準備書面 (平成 2 8 年 5 月 6 日 付 け) 陳 述

被告

- 1 準備書面 (平成 2 8 年 4 月 2 2 日 付 け) の 第 1 の 1 項 (4) の 6 行 目 に

「2016年7月15日」とあるのを、「2015年7月15日」と訂正
の上同書面陳述

2 準備書面（平成28年4月25日付け）第2の2項（4）エの15行目
に「民法各局」とあるのを、「民放各局」と訂正の上同書面陳述

証拠関係別紙のとおり

裁判官

弁論終結

裁判所書記官 山 口 悠

